**事業用建築物における事業系一般廃棄物及び資源物保管場所の設置について**

　　**延べ床面積が１０００平方メ－トルを超える事業用建築物を建築する際は，建築確認**

**申請等の前に，福岡市長への届出が必要です。**

|  |
| --- |
| 　福岡市では，増え続ける事業系一般廃棄物の減量，リサイクル及び適正処理を推進するため，「福岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」で事業用建築物には一般廃棄物，資源物について保管場所の設置を求めています。　①　事業用建築物を建築しようとする者は，「事業系一般廃棄物の保管場所」を設置しなければなりません。　②　**延べ床面積が１０００平方メ－トルを超える事業用建築物**を建築しようとする者は，①のほか「資源物保管場所」を設置しなければなりません。　　　また，**建築確認申請等の前に「事業系一般廃棄物の保管場所」及び「資源物保管場所」の設置について，必要な構造や面積等を確保したことを，市長に届け出なければなりません。** |

○福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抄）

（事業系一般廃棄物の保管場所等の設置）

第１２条　事業者は，その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所及び再生利用可能な物を分別し，保管するための場所（以下「資源物保管場所」という。）を設置するよう努めなければならない。

（事業用建築物を建築しようとする者の義務）

第１２条の２　事業用建築物（次項に規定する事業用建築物を除く。）の建築（事業の用途に供される部分に係る増築，改築又は移転で，建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第２項の規定に基づく計画の通知（以下「建築確認申請等」という。）を要するものを含む。次項において同じ。）をしようとする者は，当該建築物又はその敷地内に，規則で定めるところにより，事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

２　事業用建築物で規則で定める規模［事業の用途に供される部分の床面積が１０００平方メ－トル］を超えるものの建築をしようとする者は，当該建築物又はその敷地内に，規則で定めるところにより，事業系一般廃棄物の保管場所及び資源物保管場所を設置しなければならない。

３　前項の規定により，事業系一般廃棄物の保管場所及び資源物保管場所を設置しようとする者は，規則で定めるところにより，市長に届け出なければならない。

|  |
| --- |
| **届出に必要な書類及び添付書類**　○事業系一般廃棄物の保管場所等設置届出書（様式第１号） ○建築基準法施行規則別記第２号様式に規定する**確認申請書の写し**又はそれに準じるもの。 ○建築基準法施行規則第１条の３第１項中（い）に規定する**付近見取図**、**配置図、**及び**保管場所設置階平面図**又はそれに準じるもの。 |

|  |
| --- |
| **事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準** |

１　事業系一般廃棄物の保管場所は，収集車両が容易に寄り付き，かつ，廃棄物の積込み後，公道へ容易に退出することができる位置に設置すること。

また，収集車両が桁等の下を通過する必要がある場合は，その高さを概ね３．１メ－トル以上確保すること。

２　事業系一般廃棄物の保管場所は，仕切等により可燃物用及び不燃物用に区分し，その見やすい場所にそれぞれの保管場所である旨の表示をすること。

３　廃棄物の取出口は，幅１．５メ－トル（事業系一般廃棄物の保管場所の面積が１平方メートル未満の場合は，１メートル）以上，高さ１．８メ－トル以上を確保するとともに，収集車両への積込作業に支障がない構造とすること。

４　事業系一般廃棄物の保管場所は，収集車両への積込作業の安全を確保するため，換気，採光，排水その他必要な措置を講じること。

５　事業系一般廃棄物の保管場所及びその周囲は，ねずみが生息し，及び蚊，はえその他の害虫が発生しないようにするとともに，廃棄物が飛散し，流出し，及び地下に浸透し，並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。

６　事業系一般廃棄物の保管場所の面積は，**別表第１**により求められた面積以上とすること。

７　上記の規定にかかわらず，市長が特別な理由があると認める場合の設置基準は，市長が別に定める。

|  |
| --- |
| **資源物保管場所の設置基準** |

１　資源物保管場所は，収集車両が容易に寄り付くことができる位置に設置すること。

２　資源物保管場所は，その見やすい場所に資源物保管場所である旨の表示をし，一般廃棄物（可燃物、不燃物）の保管場所と明確に区分すること。

３　資源物の取り出し口は，収集車両への積込作業に支障がない大きさ及び構造とすること。

４　資源物保管場所は，資源物の飛散及び廃棄物の混入を防止するための措置を講じるとともに，雨水及び廃棄物から生じる汚水等により，資源物が汚染されないようにすること。

５　資源物保管場所の面積は，**別表第２**により求められた面積以上とすること。

６　上記の規定にかかわらず，市長が特別な理由があると認める場合の設置基準は，市長が別に定める。

**※　条例施行規則第３条第１項第６号に規定する一般廃棄物の保管場所の面積，同規則第３条の２第３項第５号に規定する資源物の保管場所の面積については，壁芯面積でなく，有効（内法）面積で計算すること。**

|  |
| --- |
| 届出及び問い合わせ先　　環境局循環型社会推進部収集管理課　　（電話）７１１－４３４６ |

（様式第１号）

**事業系一般廃棄物の保管場所等設置届出書**

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　福　岡　市　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、

　名称及び代表者氏名を記入のこと

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第12条の２第３項の規定により，次のと

おり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業用建築物の名称 |  |
| 事業用建築物の所在地 |  |
| 届出区分 | 　　　　新　築　・　増　築　・　改　築 |
| 事業用建築物の延べ床面積　　※（店舗面積） |  　 　 　　　 　㎡（うち増改築面積　　　　　㎡）（　 　　　　　　㎡（うち増改築面積　　　　　㎡）） |
| 事業用建築物の事業用途 | 　　　　　大規模小売店舗立地法の適用（有・無） |
| 工事完了予定日 | 　　　　　令和　　　年　　　月　　　日 |
| 事業用建築物の供用開始予定日 | 　　　　　令和　　　年　　　月　　　日 |
| 事業系一般廃棄物の保管場所面積 |  　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 資源物保管場所面積 |  　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 添付書類 | ○建築基準法施行規則別記第２号様式に規定する**確認申請書の写し**又はそれに準じるもの○建築基準法施行規則第１条の３第１項中（い）に規定する**付近見取図**，**配置図，**及び**保管場所設置階平面図**又はそれに準じるもの。 |
| 備考 |  |

　※大規模小売店舗については、店舗面積も記載して下さい。

**事業系一般廃棄物の保管場所等の必要面積算定資料**

１．事業系一般廃棄物保管場所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業用途区分 | 廃 棄 物排出係数 | 延べ床面積（㎡） | 必要面積（㎡） | 必要面積積算 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

２．資源物保管場所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業用途区分 | 廃 棄 物排出係数 | 延べ床面積（㎡） | 必要面積（㎡） | 必要面積積算 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

　別紙第１　　事業系一般廃棄物の保管場所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業用途区分 | 廃棄物排 出係 数 | 最低必要面積 | 必要面積算出方法の説明 |
| ３０００㎡超 | １０００㎡～３０００㎡ | １０００㎡ 以下 |
| 大規模小売店舗 | 総合店 | ６０００㎡以下 | 5.34 | ２㎡ | １㎡ |  | **①店舗面積が6000㎡以下の場合**6000㎡以下の排出係数×店舗面積÷1000　※小数点第３位以下は切り捨て**②店舗面積が6000㎡を超える場合**6000㎡以下の排出係数×6000÷1000＋6000㎡超の排出係数×(店舗面積－6000)÷1000　※小数点第３位以下は切り捨て |
| ６０００㎡を超える部分 | 1.80 |
| 衣料品専門店 | ６０００㎡以下 | 3.75 |
| ６０００㎡を超える部分 | 1.80 |
| 食料品専門店 | ６０００㎡以下 | 6.34 |
| ６０００㎡を超える部分 | 1.80 |
| 住・生活関連専門店 | ６０００㎡以下 | 2.70 |
| ６０００㎡を超える部分 | 1.80 |
| 大規模小売店舗以外 | 店　　舗 | 総合店 | 5.34 | 0.5㎡ | 　排出係数×延べ床面積÷1000　※小数点第３位以下は切り捨て※最低必要面積未満の場合は最低必要面積とすること　　ただし，飲食店以外の店舗は店舗面積で算出すること事業用途区分に該当するものが無い場合は類似施設の排出係数を準用すること |
| 衣料品専門店 | 3.75 |
| 食料品専門店 | 6.34 |
| 住・生活関連専門店 | 2.70 |
| 飲食店 | 0.75 |
| 宿泊施設 | ビジネスホテル | 0.90 |
| その他のホテル・旅館 | 1.35 |
| 事務所 | 0.60 |
| 老人ホ－ム | 0.90 |
| 医療機関 | 入院施設を有する医療機関 | 1.50 |
| その他の医療機関 | 0.75 |
| 学校 | 給食施設を有する学校 | 0.75 |
| その他の学校 | 0.30 |
| 展示場・集会所、工場 | 0.60 |
| 鉄道・駅舎 | 0.15 |
| 駐車場、冷凍倉庫・機械室 | 0.075 |
| 倉庫 | 0.30 |
| その他（娯楽・遊技場等） | 0.60 |
| 複数の事業用途からなる建築物 |  | 事業用途毎に求めた必要面積の合計 ※合計して，小数点第３位以下は切り捨て※最低必要面積未満の場合は最低必要面積とすること※分割して設置する場合も各々最低必要面積以上とする |

　別紙第２　　資源物の保管場所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業用途区分 | 廃棄物排 出係 数 | 最低必要面積 | 必要面積算出方法の説明 |
| 大規模小売店舗 | 総合店 | ６０００㎡以下 | 3.20 | ２㎡ | **①店舗面積が6000㎡以下の場合** 6000㎡以下の排出係数×店舗面積÷1000※小数点第３位以下は切り捨て**②店舗面積が6000㎡を超える場合** 6000㎡以下の排出係数×6000÷1000＋ 6000㎡超の排出係数×(店舗面積－6000)÷1000※小数点第３位以下は切り捨て |
| ６０００㎡を超える部分 | 0.38 |
| 衣料品専門店 | ６０００㎡以下 | 4.14 |
| ６０００㎡を超える部分 | 0.38 |
| 食料品専門店 | ６０００㎡以下 | 4.27 |
| ６０００㎡を超える部分 | 0.38 |
| 住・生活関連専門店 | ６０００㎡以下 | 3.34 |
| ６０００㎡を超える部分 | 0.38 |
| 大規模小売店舗以外 | 事務所、物販中心の店舗 | ３０００㎡以下 | 1.34 | **①延べ床面積が3000㎡以下の場合**3000㎡以下の排出係数×延べ床面積÷1000※小数点第３位以下は切り捨て**②延べ床面積が3000㎡を超える場合**3000㎡以下の排出係数×3000÷1000＋3000㎡超の排出係数×(延べ床面積－3000)÷1000※小数点第３位以下は切り捨て※延べ床面積は駐車場，機械室，物品の保管のみを目的とする倉庫部分の面積を除くことが出来る |
| ３０００㎡を超える部分 | 0.38 |
| その他 | ３０００㎡以下 | 0.67 |
| ３０００㎡を超える部分 | 0.19 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 複数の事業用途からなる建築物 | 大規模小売店舗との複合施設 |  | 大規模小売店舗の部分の必要面積＋大規模小売店舗以外の部分の必要面積(３０００㎡を超える部分の排出係数を適用)の合計※合計して，小数点第３位以下は切り捨て ※分割して設置する場合は各々の事業用途区分別　 に算出し，それぞれ最低必要面積以上とする |
| 上記以外 |  | 事業用途毎に求めた必要面積の合計※合計して，小数点第３位以下は切り捨て ※分割して設置する場合は各々の事業用途区分別に算出し，それぞれ最低必要面積以上とする |

（参考資料）

○事業系一般廃棄物とは

事務所，商店，飲食店等の事業所から排出される産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

※　厨芥類、紙くずなど

○資源物とは

 専門の業者に引き渡せば，資源として再生利用できるものをいいます。

* 主に，事業所から出る新聞紙，段ボール，雑誌，コピー用紙などの古紙，その他，金属類や

プラスチック類など

○店舗面積とは

大規模小売店舗立地法第２条第１項に規定する店舗面積をいいます

○延べ床面積とは

 建築基準法施行令第２条第１項第３号に規定する床面積をいいます